

海南市創業事業補助金交付要綱

平成28年4月1日

告示第72号

改正 平成29年3月31日 告示第59号

(目的等)

第1条 この告示は、本市において創業を行う者及び海南市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することにより、本市における事業活動を促進し、地域経済の活性化及び雇用の場の創出に資することを目的とする。

2 この告示による補助金の交付に関しては、海南市補助金等交付規則（平成17年海南市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。
- (2) 創業の日 個人にあつては開業の日をいい、法人にあつては法人設立の日をいう。
- (3) 事業所等 事業の用に供する事業所、事務所、店舗、工場その他これらに類するものであつて、本社又は本店の機能を有するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 創業サポート事業 市内に新たに事業所等を開設する事業で市長が必要かつ適当と認めるもののうち次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 別表第1に定める業種に該当しないこと。
 - イ 他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。
 - ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
 - エ 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。

- オ 国、県、公益法人等が交付する補助金等の対象事業でないこと。
- カ 個人が行う事業にあつては、新たに開始する事業に対する出資の総額が2,000万円を超えないこと。
- キ 法人が行う事業にあつては、新たに設立する法人の資本金の額が2,000万円を超えないこと。
- ク 補助金の交付決定後に開始し、当該年度内に完了する事業であること。

(2) 創業セミナー開催事業 海南省創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 創業サポート事業 次に掲げる要件を満たす者

ア 市内に事業所等を設置し、又は設置を予定している者。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。

イ 適切な事業計画を有していることについての海南商工会議所又は下津町商工会の確認を得ている者

ウ 海南省創業支援事業計画に基づく創業セミナーを修了した者又は修了する予定である者

エ 日本政策金融公庫の新創業融資制度その他の創業に関する融資を活用する者又は活用する予定である者

オ 市税の滞納がない者

(2) 創業セミナー開催事業 海南省創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を行う者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

(4) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助

率、補助限度額及び事業期間は、別表第2に定めるところによる。

2 算定した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、海南省創業事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に定める添付書類を添えて、事業開始前までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、海南省創業事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更の承認)

第9条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、海南省創業事業補助金変更申請書（様式第3号）に別表第3に定める添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書の軽微な変更とは、補助対象事業の実施に要する経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更とする。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更を承認するときは、海南省創業事業補助金交付決定内容（条件）変更通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者（第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以

下同じ。)は事業完了後速やかに海南市創業事業実績報告書(様式第5号)に別表第4に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加額が50万円未満のものは、この限りではない。

3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の残部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を記載した帳簿を備えるとともに、その証拠となる書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(事業所等の廃業又は移転)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者が補助事業完了後5年未満で事業所等を廃業する場合又は市外へ移転する場合には、補助金を全額返還しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

第3条第1号アに規定する業種

農業
林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
漁業
金融業・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
娯楽業、サービス業等のうち以下のもの
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
易断所、観相業、相場案内業
競輪・競馬等の競走場、競技団
芸妓業、芸妓斡旋業
場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
宗教
政治・経済・文化団体

別表第2（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額	事業期間
創業サポート事業	<p>①事業所等借入費（最大6か月分） （敷金、礼金、保証金、共益費は除く。）</p> <p>②事業所等予定物件の改修・改装に係る費用</p> <p>③設備購入費（汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物は除く。）</p> <p>④創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用（登録免許税、定款認証料、収入印紙代等は除く。）</p> <p>⑤広報費（パンフレットの印刷、ダイレクトメールの郵送料の実費（切手の購入代金は除く。）等）</p> <p>⑥その他創業に必要な費用</p> <p>※ 補助対象経費は市内の事業者に支出したものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>【補助率】 補助対象経費の1/2以内</p> <p>【補助金額】 100万円を上限とする。</p>	<p>交付決定の日から創業の日までとする。</p>
創業セミナー開催事業	<p>①人件費</p> <p>②謝金</p> <p>③旅費（講師等招聘に係る旅費を含む）</p> <p>④設備購入費（汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物は除く。）</p> <p>⑤会場借上料</p> <p>⑥広報費（印刷製本費含む。）</p> <p>⑦外注費</p> <p>⑧委託費</p> <p>⑨その他必要な経費</p>	<p>【補助率】 補助対象経費の10/10以内</p> <p>【補助金額】 50万円を上限とする。</p>	<p>交付決定の日から当該年度末日までとする。</p>

別表第3（第6条関係）

事業区分	交付申請時添付書類
創業サポート事業	(1) 創業サポート事業計画書（様式第6号） (2) 創業サポート事業に係る確認書（様式第7号） (3) 収支予算書 (4) 市税の滞納が無いことの証明書 (5) その他市長が必要と認める書類
創業セミナー開催事業	(1) 創業セミナー開催事業計画書（様式第8号） (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類

別表第4（第10条関係）

事業区分	実績報告時添付書類
創業サポート事業	(1) 創業サポート事業報告書（様式第9号） (2) 収支報告書 (3) 事業の実施状況に関する書類 (4) その他市長が必要と認める書類
創業セミナー開催事業	(1) 収支報告書 (2) 事業の実施状況に関する書類 (3) その他市長が必要と認める書類

海南省創業事業補助金交付申請書

海南省長 様

所在地又は住所
申請者 氏名又は法人名
(代表者氏名) 印

海南省創業事業（創業サポート事業・創業セミナー開催事業）補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業所等の所在地	
事業所等の名称	
事業内容	
創業（予定）日	年 月 日（創業サポート事業のみ）
事業の着手・完了予定日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
補助金交付申請額	円
添付書類等	(1) 創業サポート事業 ①創業サポート事業計画書（様式第6号） ②確認書（様式第7号） ③市税の滞納が無いことの証明書 ④収支予算書 ⑤その他市長が必要と認める書類 ()
	(2) 創業セミナー開催事業 ①創業セミナー開催事業計画書（様式第8号） ②収支予算書 ③その他市長が必要と認める書類 ()

海南市創業事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

海南市長



年 月 日付けで申請のあった海南市創業事業（創業サポート事業・創業セミナー開催事業）補助金については、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額
- 2 交付の条件
- 3 その他

様式第3号（第9条関係）

海南市創業事業補助金変更申請書

年 月 日

海南市長 様

所在地又は住所
申請者 氏名又は法人名
(代表者氏名) 印

年 月 日付け 第 号で決定のあった創業事業補助金について、
下記のとおり変更が生じたので、承認いただきたく申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第4号(第9条関係)

海南市創業事業補助金交付決定内容(条件)変更通知書

年 月 日

様

海南市長



年 月 日付け 第 号により決定した補助金等の交付決定の内容(又は条件)を次のとおり変更したので通知します。

1 変更する内容

2 変更する理由

海南省創業事業実績報告書

年 月 日

海南省長 神 出 政 巳 様

所在地.....
補助事業者等 団体名.....
代表者名..... 印
電話番号.....

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた海南省創業事業（創業サポート事業・創業セミナー開催事業）が完了しましたので、海南省補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金等交付決定額

円

2. 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 補助事業の成果

.....
.....
.....
.....
.....

コンテスト等の受賞実績	□昭・□平 年 月	
他の補助金の交付を受けた実績	①補助金・委託費名称	
	②事業主体(関係省庁等)	
	③テーマ名	
	④実施時期/補助金等金額	/ 千円

②実施形態

開業・法人設立日 (予定日)	年 月 日 (補助事業期間内に開業又は法人設立を行う必要があります。)			
事業実施地 (予定地)	〒 ー		事業形態	<input type="checkbox"/> 1. 個人事業 <input type="checkbox"/> 補助事業期間中の法人化も検討している <input type="checkbox"/> 2. 会社設立 <input type="checkbox"/> 2-1 株式会社 <input type="checkbox"/> 2-2 合名会社 <input type="checkbox"/> 2-3 合資会社 <input type="checkbox"/> 2-4 合同会社 <input type="checkbox"/> 3. その他 ()
主たる業種 (日本標準産業分類 <u>中分類</u> を記載)	中分類名：			
資本金又は出資金 (予定)	千円			
役員・従業員数	合計	名	内訳	①役員： (法人のみ) 名
				②従業員： 名
				③パート・アルバイト： 名
事業に要する許認可・免許等 (必要な場合のみ記載)		許認可・免許等名称： 取得見込み時期：		

(2) 事業内容 (事業全体について、詳しく記載してください。枠に収まらない場合は適宜広げてください。複数ページになっても構いません。)

①事業の具体的な内容
②本事業の動機・きっかけ及び将来の展望

③本事業の知識、経験、人脈

④創業準備の着手状況（土地・店舗の取得、商品の仕入、許認可の取得等の状況）

⑤本事業全体に係る資金計画（新事業の立ち上げに必要な資金と調達方法を記載してください。）

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	(内容)		自己資金	
			金融機関からの借入金 (調達先)	
			その他(本事業の売上金、親族からの借入金等) (内容)	
	設備資金の合計			
運転資金	(内容)		補助金交付申請額	
			補助金は補助事業実施期間終了後に支払います。補助金支払いまでの間、申請者自身で申請相当額を手当していただく必要があります。その手当方法について、下表《補助金交付申請額相当額の手当方法》に記載してください。）	
	運転資金の合計			
合 計			合 計	



【金融機関からの外部資金の調達見込みについて】

- 既に調達済み
- 補助事業実施期間中に調達見込みがある
- 将来的に調達見込みがある

《補助金交付希望額相当額の手当方法》

方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金（調達先： ）	
その他（調達先： ）	
合計額	

⑥事業スケジュール

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	

⑦売上・利益等の計画

	1年目(年月～年月期)	2年目(年月～年月期)	3年目(年月～年月期)
(a)売上高	千円	千円	千円
(b)売上原価	千円	千円	千円
(c)売上総利益(a-b)	千円	千円	千円
(d)販売管理費	千円	千円	千円
営業利益(c-d)	千円	千円	千円
従業員数	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
積算根拠			

- ①私(当社)は反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- ②私(当社)は現在、訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
- ③私(当社)は現在、法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。
- ④私(当社)は、補助事業期間中及び補助事業期間終了後も、本事業を実施していく上で法令を順守することを確約します。

氏名 _____ 印

年 月 日

海南市長 様

住 所
電 話 番 号
名 称
確認者氏名
(経営指導員等の担当者)

印

海南市創業事業補助金の申請を下記の者が行うに当たり、下記確認事項のとおり支援し、及び支援する予定であることを確認しました。

記

1. 申請者

氏 名	
住所/電話番号	

2. 確認事項

		具体的な支援内容又は支援予定	期間・頻度等
1	事業計画の策定支援		
2	補助事業の適正な実施を含む実施期間中の支援		
3	補助事業終了後のフォローアップ		

創業サポート事業報告書

1 事業所の概要

事業所等の名称				
事業所等の所在地	海南市			
事業所等開設日・ 法人設立日	年 月 日	※開業届出書等事業の開始がわかる書類を添付		
主たる業種	中分類名：			
役員・従業員数	合計	名	内訳	役員： 名
				従業員： 名
				パート・アルバイト： 名
事業に要する許認可・免許等	許認可・免許等名称： 取得時期：			

2 セミナーの受講状況等

年月日	セミナー名称等	実施場所

3 経費の概要

用途		金額	調達	金額
設備資金	(内容)		自己資金	
	設備資金の合計		金融機関からの借入金 (調達先)	
			その他 (本事業の売上金、親族からの借入金等) (内容)	
運転資金	(内容)		補助金交付申請額	
	運転資金の合計			
	合 計		合 計	

4 今後の見通し

--

5 今後の支援（海南商工会議所・下津町商工会の担当が記入）

（個別の相談の頻度やセミナー等への誘導など、今後の支援の方向を記入してください。）

支援担当者：所属	氏名	印

※添付書類

- ・開業届出書等事業の開始がわかる書類
- ・事務所の位置図、事務所内配置図
- ・事業実施前後の写真(事務所等外観、内部等)
- ・事業に係る契約書等の写し、支払領収書又はこれに代わる書類